

政令第 号

社債等登録法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「三週間」の下に「（毎月一回以上社債ノ償還又ハ利息ノ支払ノ期日ガ到来スル社債ニ付テ八二週間）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年一月六日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の日前に発行された社債（改正前の社債等登録法施行令（以下「旧令」という。）

第十二条の規定に基づき旧令が準用される地方債、特別の法令により設立された法人であつて会社でないものが発行する債券及び外国又は外国法人が発行する公債又は社債を含む。）であつてこの政令の施行の

際に主務大臣が指定するものの登録の請求については、なお従前の例による。

2 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した社債の名称（旧令第二十一条第一号（旧令第十二条において準用する場合を含む。）に規定する社債の名称をいう。）を官報で公示しなければならない。

（主務大臣）

第三条 前条において、主務大臣は、内閣総理大臣及び法務大臣とする。

（権限の委任）

第四条 内閣総理大臣は、附則第二条の規定による権限を金融庁長官に委任する。